

介護保険法の改正等について

【概要】

1. 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援
市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、属性を問わない相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業（実施を希望する市町村の手挙げに基づく任意事業）が創設された。
2. 地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進
2025年を見据えた地域包括ケアシステムの構築に加え、更に2040年を見据え、介護サービス需要の更なる増加・多様化や保険者ごとの介護ニーズの差の拡大への対応のため、介護サービス提供体制の整備等について、地域の特性に応じた更なる取組を推進する。
 - ①認知症施策の地域社会における総合的な推進に向けた国及び地方公共団体の努力義務を規定。
 - ②市町村の地域支援事業における関連データの活用の努力義務を規定。
 - ③介護保険事業（支援）計画の作成にあたり、当該市町村の人口構造の見通しの勘案、高齢者向け住まい（有料・サ高住）の設置状況の記載、有料老人ホームの設置状況に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化。
3. 医療・介護のデータ基盤の整備の推進
地域の医療・介護の状況を正確に把握し、医療・介護分野の調査分析、研究を促進する。そのため、国は、現行収集している要介護認定情報・介護レセプト等情報に加え、通所・訪問リハビリテーションの情報（VISIT 情報）や高齢者の状態やケアの内容等に関する情報（CHASE 情報）、地域支援事業の利用者に関する情報（基本チェックリスト情報等）の提供を求めることができるよう規定。
4. 介護人材確保及び業務効率化の取組の強化
現在の介護分野における深刻な人材不足と、また、2025年度以降担い手となる現役世代の減少が顕著となる中、地域の高齢者介護を支える人的基盤の確保を図るため、介護人材の確保や介護業務の効率化に係る取組を強化。

【詳細】

1. 令和3年度報酬改定

新型コロナウイルス感染症や大規模災害が発生する中で、「感染症や災害への対応力強化」を図るとともに、団塊の世代のすべてが75歳以上となる2025年に向けて、2040年も見据えながら「地域包括ケアシステムの推進」、「自立支援・重度化防止の取組の推進」、「介護人材の確保・介護現場の革新」、「制度の安定性・持続可能性の確保」を図る。（詳細別紙）

2. 介護施設等における防災・減災対策の推進

業務継続に向けた取り組みの強化として、感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、全ての介護サービス事業所を対象に、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シュミレーション）の実施を義務づけ（3年の経過措置期間あり）

3. 要介護認定の見直し

- ①要介護（要支援）認定有効期間について、令和3年4月から一部上限を48ヶ月間とする。
- ②今後のデータ連携や申請者の状況の的確な把握のため、要介護認定申請書・認定調査票、主治医意見書の様式を一部変更

4. 科学的介護情報システム（LIFE）の運用開始

現在運用している、リハビリテーションの情報（VISIT）と高齢者の状態やケアの内容等の情報を収集するシステム（CHASE）を一体化し、令和3年から科学的介護情報システム（LIFE）として運用開始する。

5. 補足給付及び高額介護サービス費の見直し

- ①介護保険施設における食費や居住費について、低所得者に一定の給付（補足給付）を支給してきたが、令和3年8月から負担限度額の第3段階の細分化と食費の変更、受給要件の預貯金額の細分化が行われる。
- ②高額介護サービス費については医療保険の高額療養費制度における負担限度額に合わせ、令和3年8月から現役並み所得者の上限額が細分化される。

6. 介護分野の文書に係る負担軽減について

介護サービス事業者の業務負担軽減や利用者の利便性の向上を図る観点から、以下の見直しを行う。

- | | |
|--------------------|-----------------|
| ①利用者への説明・同意等に係る見直し | ②員数の記載や変更届出の明確化 |
| ③記録の保存等に係る見直し | ④運営規定等の掲示に係る見直し |

7. 総合事業の対象者の弾力化

介護予防・日常生活支援総合事業における、住民主体のサービスを実施しているボランティア団体等に対する補助事業（B型・D型）について、介護給付を受ける前から継続的に利用する要介護者（継続利用要介護者）も対象に加える。